

規制改革推進会議「行政手続部会」関係省庁ヒアリング
会議説明資料

省庁名：経済産業省

1. 「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方（たたき台）
に対する意見

昨年6月に策定された「日本再興戦略2016」において示された「事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める」との大方針を受け、IT化や規制改革を行政手続コスト削減の手段として位置付け、省内手続の見直しを検討予定。現時点における検討項目及び課題は以下のとおり。

行政手続 IT化がもたらす効果

手続の簡素化は、業務の見直しによっても可能であるが、さらに革新的技術（IoT・ビッグデータ・AI）の活用によって、行政手続のIT化が進めば、以下のような効果をもたらすことが出来る。

- ・ 保管コストの削減 : 申請関係書類が減ることにより、保管場所の確保等が不要に。
- ・ 移動コストの削減、時間的制約からの解放 : あらゆるデバイスから昼夜を問わず行政へアクセス可能になることで窓口訪問が不要に。
- ・ 再確認・郵送コストの削減 : 入力フォームにおける自動チェックにより、度重なる確認（修正）が不要に。
- ・ 書類作成コストの削減 : 前回申請した事項が反映された状態での入力開始が可能

政府においても、こうしたサービスの実現に向けた環境の整備を進めている。例えば平成26年10月より付番が開始された法人番号を活用することによって、民間事業者における取引情報の集約や名寄せ業務の効率化や、行政手続における届出・申請業務のワンストップ化が可能な環境になる。

なお、行政においてもこうした技術を通じて情報がデジタルな形で入手出来るため、データ利活用が活発となり、より良い行政サービスを提供可能に。

現時点における課題

これまでも政府全体においては、行政手続の IT 化は進めてきたものの、オンライン利用率は 47.3%となっており、未だ紙面による申請が多数を占める（平成 27 年度）。なお、平成 27 年度の経済産業省のオンライン化率は 81%。

経済産業省ではオンライン利用率向上のため、昨年末に省内のオンライン可能な手続を対象に実態調査を実施。

オンライン申請率の一層の向上に向けた課題として、以下のものが明らかとなった。

- ・「電子署名を利用する際の敷居の高さ（カードリーダーの取得が必要、パソコンへの専用ソフトウェアのダウンロードが必要、など）」や「e-Gov の使い勝手の悪さ（事前の利用準備に手間がかかる、操作方法がわかりづらい、など）」により、事業者が電子による申請を躊躇している
- ・オンライン化の実現、現行システムの使い勝手の改善に対する要望に応えるためには、スペックの検討や費用計上に一定の時間を要することに留意が必要。

なお、サービスの質の面でも、利用者側から以下のような声が上がっていることも明らかとなった。

- ・部署間、省庁間でのデータの共有が進んでおらず、重複して何度も同じ項目の入力を余儀なくされる
- ・入力項目に不備があると、後から再提出を求められる。

こうした状況を踏まえ、経済産業省においては、事業者の一層の利便性の向上のため、革新的技術を活用した行政手続 IT 化を図ることとする。

具体的な取組

（１）補助金申請分野における重複入力排除に向けた取組

経済産業省としては、法人情報の取扱いに有効な法人番号を活用することで、上記の具体化に向けた取組を開始。

行政機関における情報共有及び法人情報開放の一貫として、平成 29 年 1 月より「法人インフォメーション」の運用を開始し、官民における法人情報活用環境を整備。

平成 29 年度においては、「ベンチャープラットフォーム」を構築し、「法人インフォメーション」と連携させることで補助金申請手続負担の軽減を図る。

さらに今後、「ベンチャープラットフォーム」の仕組みを用いて対象手続を拡大。重複申請を極力排除することによる企業申請コストの削減や、単なる申請システムに止まらず事業者への情報提供（制度情報の発信・オープンデータ）も実現していく。（＝法人番号をキーとした、官民協働で法人関連情報を利活用するためのプラットフォームの構築。）

他方、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」は、補助金の交付の申請書に求める項目として「申請者の氏名又は名称及び住所」、「申請者の営む主な事業」、「申請者の資産及び負債」を定めているが、実際に何の資料を提出させるかは事業毎に異なっているのが現状。法人に関する事項はどの補助金でも共通であることから、政府として法人情報として提出を求めるものの定義を統一化することが必要ではないか。

また、現在、確定検査等の事後チェックは紙媒体で行われることが一般的であるため、電子化された証拠書類の取り扱いについて、政府で統一的に整理する必要があるのではないか。

（２）化学物質管理分野における電子申請サービスの高度化

４つの先行的取組（ AI分析等の導入による試験の段階的廃止、 分解度試験の一部廃止、 高分子試験の一部廃止、 数量調整枠の見直し）に加え、システム上の化学構造式の表記方法を見直し、事業者のオンライン申請時の利便性を向上させる。

現在、化学構造式は画像で表示しているため、コンピュータ処理ができない。そのため、化学構造をコード化し、国際的にも用いられている数字や文字による表記方法に変更する。これにより、事業者にとってはオンライン申請のインセンティブとなり、経済産業省としても、これまで２週間かけていた数量調整時の物質特定作業を原則瞬時に終えることが可能。

（３）産業保安法令手続のオンライン化

先行的取組で取り上げた事業者側のスマート保安に加え、産業保安監督部の窓口手続きをスマート化する。現状、産業保安法令における申請は紙で行われている。全国１０箇所の産業保安監督部の窓口に出されており、申請数は年間約２５万件。

官民双方のコスト合理化・情報の電子化を図るため、産業保安法令の審査・提出書類の抜本的見直し、申請オンライン化に着手。平成 31 年度中のシステム運用開始を目指す。

【事業者のメリット】

申請のたびに一度監督部を訪問する必要がなくなる

誤記入に対し、エラーが表示されるため形式上の不備がなくなる

申請後、監督部と事業者がシステム上でリアルタイムかつ双方向でやりとり・修正が可能